

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(単位：円)

都道府県		食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
		1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの各食事のみの額			1人1月当たりの住宅の利益の額 (1平方メートルにつき)	
				朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ		
1	北海道	25,500	850	210	300	340	530	時 価
2	青森県	24,300	810	200	280	330	460	時 価
3	岩手県	24,600	820	210	290	320	520	時 価
4	宮城県	24,600	820	210	290	320	680	時 価
5	秋田県	24,600	820	210	290	320	490	時 価
6	山形県	25,200	840	210	290	340	540	時 価
7	福島県	24,300	810	200	280	330	540	時 価
8	茨城県	24,300	810	200	280	330	600	時 価
9	栃木県	24,300	810	200	280	330	590	時 価
10	群馬県	23,700	790	200	280	310	550	時 価
11	埼玉県	24,300	810	200	280	330	840	時 価
12	千葉県	24,900	830	210	290	330	830	時 価
13	東京都	25,500	850	210	300	340	1,330	時 価
14	神奈川県	25,200	840	210	290	340	1,010	時 価
15	新潟県	24,600	820	210	290	320	580	時 価
16	富山県	24,900	830	210	290	330	560	時 価
17	石川県	25,200	840	210	290	340	580	時 価
18	福井県	25,500	850	210	300	340	540	時 価
19	山梨県	24,300	810	200	280	330	560	時 価
20	長野県	23,700	790	200	280	310	560	時 価
21	岐阜県	24,300	810	200	280	330	540	時 価
22	静岡県	24,300	810	200	280	330	650	時 価
23	愛知県	24,300	810	200	280	330	710	時 価
24	三重県	24,900	830	210	290	330	580	時 価
25	滋賀県	24,600	820	210	290	320	640	時 価
26	京都府	25,200	840	210	290	340	830	時 価
27	大阪府	24,600	820	210	290	320	820	時 価
28	兵庫県	24,900	830	210	290	330	730	時 価
29	奈良県	24,300	810	200	280	330	580	時 価
30	和歌山県	24,600	820	210	290	320	490	時 価
31	鳥取県	25,500	850	210	300	340	500	時 価
32	島根県	25,500	850	210	300	340	500	時 価
33	岡山県	24,900	830	210	290	330	620	時 価
34	広島県	25,200	840	210	290	340	670	時 価
35	山口県	25,200	840	210	290	340	500	時 価
36	徳島県	24,900	830	210	290	330	510	時 価
37	香川県	24,900	830	210	290	330	550	時 価
38	愛媛県	24,900	830	210	290	330	500	時 価
39	高知県	25,200	840	210	290	340	490	時 価
40	福岡県	24,600	820	210	290	320	670	時 価
41	佐賀県	24,300	810	200	280	330	510	時 価
42	長崎県	24,900	830	210	290	330	510	時 価
43	熊本県	25,200	840	210	290	340	530	時 価
44	大分県	24,600	820	210	290	320	530	時 価
45	宮崎県	24,300	810	200	280	330	490	時 価
46	鹿児島県	24,300	810	200	280	330	470	時 価
47	沖縄県	26,400	880	220	310	350	620	時 価

※ 改正箇所は赤字で表示しています。

- 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めのある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合、1 円未満を切り捨てます。
- 当健康保険組合においては、規約による別段の定めはありません。